

議案第 6 3 号

羽生市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市消防事務手数料徴収条例（平成 1 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第 9 号中「水張」を「水張検査」に改める。

第 3 条第 1 項中「、検査手数料」を「又は検査手数料」に改め、同条第 2 項中「又は」を「、又は」に、「既納の」を「、既納の」に、「還付しない」を「、還付しない」に改める。

第 4 条中「、その他徴収」を「その他徴収に関すること」に、「羽生市事務手数料徴収条例（平成 1 2 年条例第 7 号）」を「羽生市事務手数料徴収条例（平成 1 3 年条例第 3 4 号）」に改める。

第 5 条中「）以下」を「。）以下」に改める。

第 6 条中「市長」を「、市長」に改める。

別表（1）の項中「消防法」を「消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6

号）」に改め、同表（2）の項中

1, 5 8 0, 0 0 0 円
1, 9 4 0, 0 0 0 円
2, 2 6 0, 0 0 0 円

を

「

1, 5 9 0, 0 0 0 円
1, 9 5 0, 0 0 0 円
2, 2 7 0, 0 0 0 円

に、「及び第 1 5 条第 3 項の」を「及

び危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号）第 1 5 条第 3 項に規定する」に、「又は第 1 5 条第 3 項の」を「又は危険物の規制に関する政令第 1 5 条第 3 項に規定する」に改め、同表（7）の項中「火薬類取締法」を「火薬類取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号）」に改め、同表（9）の項中「羽生市火災予防条例」を「羽生市

火災予防条例（昭和36年条例第22号）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月3日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明